

下水道のおはなし

「公共下水道」とは・・・

市街地における下水(雨水又は汚水)を排除し、処理するために市町村が管理する施設のことです。これは、浸水の防止、環境衛生の改善、川や海の汚染防止などのために、都市にとって欠くことのできない公共施設です。

下水道には、汚水と雨水を同じ下水管で流す「合流式」と別々に流す「分流式」があります。那覇市は分流式下水道で、雨水は道路側溝や雨水管によって川や海へ放流し、家庭や事業場などから出る汚水は、汚水管を通して那覇浄化センターへ集められ、ここできれいに処理してから、東シナ海に放流しています。

下水道が利用できる区域では、**浄化槽**による排水処理から**公共ます**による公共下水道への排水に変更する義務が生じます。

「浄化槽」とは・・・

浄化槽は微生物の働きにより汚水を浄化しているため、微生物が活発に活動できないとその処理能力が低下し、その結果、悪臭がしたり汚物がそのまま側溝に流れたりするなど、浄化槽の機能を十分に発揮することができません。

そのため、浄化槽の所有者や当該家屋の持ち主(浄化槽管理者)には、浄化槽法で規定された「法定検査」「保守点検」「清掃」の法的義務があります。

「公共ます」とは・・・

公共ますとは、宅地内からの汚水を公共下水道に取り入れるもので、公道と私有地との境界付近に市(公共下水道管理者)が設置し、管理を行うものです。

※通常、1戸につき公共ますを1箇所設置します。

「公共ます」に接続すると・・・

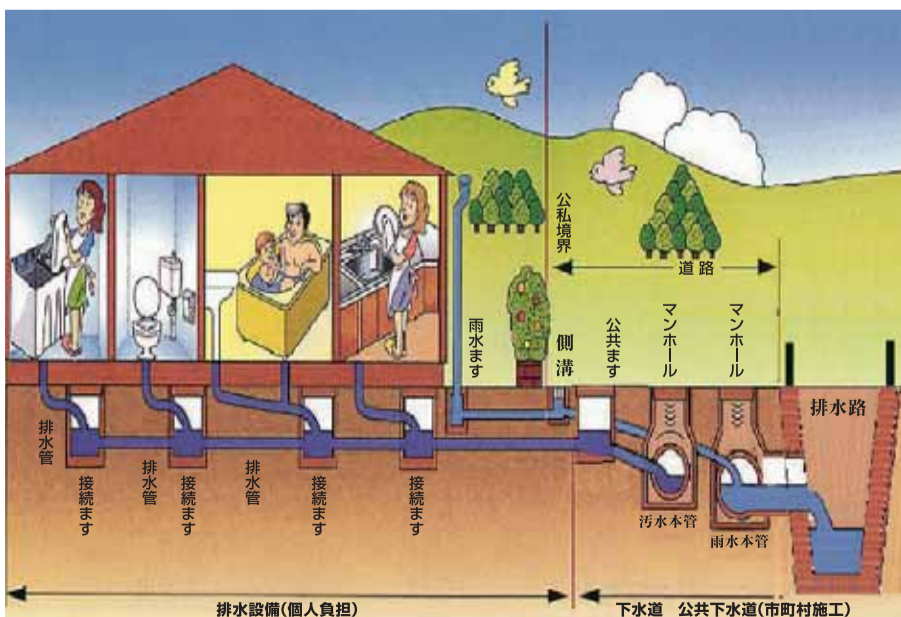


- 家庭等からの汚水をくみ取槽や浄化槽に溜めることなく直接公共下水道へと排水するため衛生的です。
- 浄化槽がいらなくなり、定期的なメンテナンスは不要となります。
- 汚水が川や海に直接流れこまなくなるため、自然環境の保護や快適な生活環境が確保されます。

「つまりや清掃」のお問い合わせ先は・・・

施設区分	維持管理(修繕、清掃等)	連絡先	備考
公共下水道(汚水管)	那覇市上下水道局下水道課	941-7808	汚水にかかる経費は受益者負担の考えから排出量に基づいてお客様からいただく下水道使用料で賄っています。
公共下水道(雨水管・排水路)	那覇市土木管理事務所	862-9144	雨水にかかる経費は社会全体で便宜を受けることから、税金で賄っています。
側溝等 (おもに雨水排水のために道路わきに設ける溝のこと)	市道・里道	那覇市道路管理室 那覇市土木管理事務所	
	県道	南部土木事務所	
	国道	南部国道事務所	
県河川	南部土木事務所	867-2941	安里川・久茂地川・真嘉比川・安謝川・国場川
宅地内排水管(汚水・雨水)	排水管所有者(個人)		宅地内の排水設備については所有者の管理となります。排水設備指定工事店又はつまり清掃専門業者に依頼してください。<参考>電話帳タウンページの「つまり清掃(水まわり)」 お問い合わせ先 給排水設備課 ☎941-7810

排水設備の例(分流式)



排水路の中に入ってははいけません!



市内の排水路
ガープ川、ギブンジャー川など

※急な雨による増水の恐れがあります。

・排水路とは、主に雨水を集め川や海に放流している水路です。